

# 建築・設備工事における諸経费率等の改定について

平成26年1月

資材単価や労務費の高騰のほか、国の社会保険未加入対策など、今般の社会情勢を踏まえ、下記のとおり建築・設備工事における諸経费率等の基準を改定しますのでお知らせします。

## 記

### 1 対象案件

- ・ 金沢市が発注する建築・設備工事  
※ ただし、国土交通省公共建築工事共通費積算基準を用いて積算する工事のみが対象

### 2 改定の内容

#### (1) 積算方法に関する改定

- ア 諸経费率（共通仮設费率、現場管理费率、一般管理费率）について
- ・ 原則、国土交通省公共建築工事共通費積算基準の諸経费率を採用

イ 鋼材費について

- ・ 価格高騰を適切に反映させるため、耐震補強工事等における鋼材単価及び加工費は、原則、見積価格を参考に定める。

#### (2) 社会保険未加入対策に関する改定

- ・ 法定福利費相当額（事業主負担分）を予定価格に適切に反映させるため、設計単価（複合単価及び市場単価）を改定

### 3 実施時期

- ・ 平成26年2月1日以降に入札公告を行う工事から実施

(問い合わせ先)

都市計画課 設計技術管理室

TEL : 076-220-2353

FAX : 076-222-5119

E-mail : gikan@city.kanazawa.lg.jp